

高知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会設置規程

第1条 この規程は、公益財団法人高知県スポーツ協会（以下「本会」という。）の定款第43条の規定に基づいて設置された、高知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に関することを定める。

第2条 県協議会は、県内の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の関係者等をもって構成する。

第3条 県協議会は、本会の目的に従い、県内で活動する総合型クラブの定着及び発展を促進するために、その円滑な運営に資する情報交換や交流の活性化を図ることを目的とする。

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) クラブの交流、連携及び情報交換に関すること
- (2) 関係諸機関との連絡調整に関すること
- (3) 登録・認証制度に関すること
- (4) その他、目的達成に必要な事業に関すること

第5条 県協議会への加入は、登録をもって行う。

- 2 登録に関しては、別に本会会長が定める。

第6条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名以内
- (3) 常任理事 10名以内
- (4) 理事

第7条 理事長は、総会において理事の中から選出し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

- 2 理事長は、県協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 理事長は、県協議会の重要な決議事項について、本会会長に報告しなければならない。

第8条 副理事長は、総会において理事の中から選出し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事長が定めた順序により職務を代行する。

第9条 常任理事は、西部地区、中部地区、東部地区各2名の代表者及び学識経験者又は体育・スポーツに理解がある者のうちから総会において選出し、理事長が委嘱する。

- 2 常任理事は、理事長又は副理事長を補佐し、県協議会の業務を執行する。

第10条 理事は、総合型クラブから1名及び学識経験者又は体育・スポーツに理解のある者のうちから総会において選出し、この規程に定めるもののほか、県協議会の事業に関し研究・協議する。

第11条 役員任期は2年とし、最終の総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。

第12条 役員が、次のいずれかに該当するときは、常任理事会に諮って本会理事会の議決によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

第13条 県協議会に次の会議を置く。

- (1) 総 会
- (2) 常任理事会

第14条 総会は、理事長が招集し、議長となる。

2 総会は、第6条に定める役員をもって構成する。

3 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画、予算、事業報告、決算その他県協議会の活動に関する重要事項で理事長の付議した事項
- (2) その他、県協議会の諸規程において総会による決議が必要とされた事項
- (3) 総会は、年1回以上開催する。

第15条 総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

2 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、委任した構成員は、出席したものとみなす。

3 総会の決議については、構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第16条 常任理事会は、理事長が招集し、議長となる。

2 常任理事会は、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成する。

3 常任理事会は、総合型クラブに関する協議を行うとともに、総会及び関連諸事業について企画・立案並びに準備・運営にあたる。

4 常任理事会は、必要に応じて開催する。

第17条 県協議会の予算は、各種補助金、助成金、寄付金及び登録料をもって支弁する。

第18条 県協議会の事務は、本会事務局において処理する。

第19条 この規程は、総会において3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和7年4月1日から施行する。